

ロゴマーク使用規程

平成 30 年 1 月 19 日

国立大学図書館協会理事会

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学図書館協会（以下「協会」という。）が第 64 回総会（平成 29 年 6 月 22 日～23 日）において制定した協会ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用することができる者)

第 2 条 ロゴマークを使用することができるのは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 協会会長および副会長
 - (2) 協会理事会
 - (3) 協会の各委員会
 - (4) 協会の各地区協会
 - (5) 協会の各会員
 - (6) 協会事務局
 - (7) その他、協会会長が適当と認める者
- 2 前項第 1 号から第 6 号に規定する者は、ロゴマークの使用に際して協会会長への申請の提出を要しない。
- 3 第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する者以外でロゴマークの使用を希望する者は、使用する媒体、目的および期間を記載した申請書を協会会長に提出し、承認を得なければならない。

(使用目的)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号に掲げる目的で使用するものとする。

- (1) 協会の活動または事業を実施する目的
- (2) 協会およびその活動または事業を紹介し、広報する目的
- (3) その他、協会会長が適切であると判断した目的

(遵守事項)

第 4 条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定めるデザインガイドラインに従い、ロゴマークのデザイン要素を再現して使用すること。
- (2) ロゴマークを使用して作成した成果物または使用実態を示すものを、適切な方法によって協会事務局に送付または報告すること。

(使用の制限)

第 5 条 協会会長は、ロゴマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を差し止めることができる。

- (1) デザインガイドラインに従っていない場合
- (2) 第 3 条の各号に該当しない目的で使用されている場合
- (3) 営利目的の活動に使用されている場合
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのある場合
- (5) その他、協会会長が不適切であると判断した場合

(使用料)

第 6 条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(責任)

第 7 条 ロゴマークを使用する者は、ロゴマークの使用に関連して第三者に損害を与えた場合には、当該利用者がその損害について責任を負うものとする。

- 2 協会は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

附 則 (平成 30 年 1 月 19 日)

1. この規程は、平成 30 年 1 月 19 日から施行する。